

施行に向けたスケジュール(案)

施行に向けたスケジュール

本年4月14日 臨床研究法公布

公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日に施行
厚生科学審議会臨床研究部会において、臨床研究実施基準等について審議
(月1回、合計5回程度開催。秋頃とりまとめ予定)

来年1～2月日途で省令を公布予定

主な省令事項

臨床研究実施基準

実施計画の記載事項

研究対象者への説明事項

認定臨床研究審査委員会の要件 等